

# 特定非営利活動法人 都岐沙羅パートナーズセンター 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター（以下、当法人という。）の定款の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

### (理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)理事長として当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3)毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、理事長の業務執行に係る職務を執行する。

### (事務局長)

第6条 この法人の事務局長を務める理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のと

おりとする。

(1)理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(2)理事長の了承のもと、業務の代行を行う。

(3)毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### 第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和3年4月27日から施行する。(令和3年4月26日理事会議決)

(別表) 理事の職務権限

決裁事項			
項 目	決裁権者		
	理事長	副理事長	事務局長
事業計画及び予算の案作成に関すること	○		
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○		
人事及び給与制度の立案に関すること	○		
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	○	
出張に関すること		○	○
契約の締結	○		
契約の金額の範囲内の支出	○	○	○
法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等）		○	○
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき 10 万円以上の支出	○	○	
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき 10 万円未満の支出		○	○
特に重要な事業の実施に関すること	○	○	
その他の事業の実施に関すること		○	○
職員の教育・研修に関すること		○	○
職員の賞罰に関すること	○	○	
渉外に関すること	○	○	○
福利厚生に関すること	○	○	
当法人が行う寄付に関すること	○	○	○
訴訟に関すること	○		
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○	○	
外部に対する文書発簡（特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの）		○	○

決裁権者が複数におよぶ決裁事項については、○印のいずれかの者の決裁による。